

交通死亡事故発生！

10月上旬の夜間、町内において自動車同士の正面衝突による交通死亡事故が発生しております。

夜間は、暗くて前方が見えにくく危険が潜んでいます。自宅に帰り着くまで緊張感を保持するとともに、安全な速度でライトをこまめに切り替え、しっかりと前方の安全を確認しながら運転し、交通事故防止に努めましょう。

交通事故状況

()内は対前年比
平成26年9月末現在



区分	発生件数	死者	傷者
県下	6,180(-636)	66(+4)	7,265(-879)
大崎町	44(-14)	2(+1)	52(-21)

お知らせ
全国一斉『女性の権利
ホットライン』強化週間

女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図ることを目的として、『女性の権利ホットライン』強化週間を実施します。

夫・パートナーなどからの暴力や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー被害など女性をめぐる人権問題は依然として数多く発生している上、深刻な事態に陥る事案も後を絶たない状況にあります。

ひとりで悩まずにお電話ください。

【実施期間】

11月17日(月)～23日(日)

【実施時間】

《平日》 8時30分～19時

《土・日》 10時～17時

【電話番号】

女性の権利ホットライン

☎0570・070・810

(IP電話からは接続できません。)

【相談員】

法務局職員または人権擁護委員が相談に応じ、秘密は厳守されます。

【実施機関】

鹿児島県人権擁護委員連合会

問

鹿児島地方法務局人権擁護課

☎099・259・0684

お知らせ
第66回人権週間の
お知らせ

『世界人権宣言』は、基本的人権および自由を遵守し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年で採択66周年を迎えます。

法務省および全国人権擁護委員連合会では、『人権デー』を最終日とする12月4日から10日までの1週間を『人権週間』と定め、世界人権宣言の意義を広く国民に呼びかけ、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

本町では、下記のとおり『特設人権相談所』を開設し、人権に関するさまざまな相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

■特設人権相談所

【日時】 12月4日(木) 13時～15時

【場所】 大崎町中央公民館

【相談料】 無料

※法務省の人権擁護機関では、人権週間以外においても、面接による相談のほか、下記のとおり相談に応じています。

☎099・259・0684

(電話相談窓口)

・みんなの人権 110番
☎0570・003・110

・子どもの人権 110番
☎0120・007・110

・女性の権利ホットライン
☎0570・070・810

・鹿児島地方法務局人権擁護課
鹿屋支局
☎0994・43・6790

8時30分～17時15分まで
(土・日・祝日を除きます。)

☎099・476・1111

役場住民環境課戸籍年金係

☎099・476・1111

お知らせ
北朝鮮人権侵害問題
啓発週間のお知らせ

平成18年6月に『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律』が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

☎099・476・1111

役場住民環境課戸籍年金係

お知らせ
ポイントシールの商品券
への引き換えについて

町では高齢者の方々の健康づくりや社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図ることを目的に『元気度アップ・ポイント事業』に取り組んでおります。本事業のポイントシールをお持ちの方は、下記の引き換え期間内に役場保健福祉課または野方支所へお越しください。ポイントに応じて商品券との引き換えを行います。

引き換えは5ポイント単位で行いますので、4ポイント以下の方は引き換え対象外となりますので、ご注意ください。

【引換場所】

役場保健福祉課または野方支所

【引換期間】

11月20日(木)～28日(金)

(野方支所での引き換えについては、11月26日(水)・27日(木)に限りません。)

※次回は平成27年1月下旬を予定しています。

【引換時間】

9時～16時まで

【持参するもの】

印鑑・ポイントカード台紙

☎099・476・1111

役場保健福祉課社会福祉係

☎099・476・1111